

超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める意見書

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展している中、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められている。

このような中で、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正法が４月から施行され、７０歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされる一方で、シルバー人材センターについては、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められている。

については、令和４年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要な、センターに対する一般会計をはじめとした補助金の確保を、強く要望する。

また、令和５年１０月に導入予定の消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年１２月２日

海 田 町 議 会